

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 遺言での認知

Q : 私には、愛人との間に5歳になる子供がいます。子供の将来を考えると、きちんと認知したいのですが、本妻がきびしく、愛人の子を認知することは大変です。

ところで、友人から、遺言で認知することもできると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 遺言による認知もできます。

【解説】

認知とは、認知者である父親が、非嫡出子、すなわち婚姻外で生まれた子を自分の子であると承認する行為です。その結果、認知者と非嫡出子との間に、親権、扶養、相続といった法律上の父子関係が成立することになります。つまり、父親が認知しない限り非嫡出子に相続権はなく、認知されてはじめて相続権を手にするのです。

認知をせずにあなたが亡くなり、認知の遺言もない場合は、子供あるいは法定代理人たる母は、あなたの死亡の日から3年以内に認知の訴えを提起しなければなりません。あなたの子供であることをいろいろの証拠を出して証明しなければならず、手数料も費用もかかります。事情があつて生前認知できない場合は、認知の遺言をしてあげてください。

遺言による認知は、遺言書に子の本籍、氏名、生年月日を記載し、「遺言者と〇〇(女性)との間の子であるから認知する」と記載して行います。この場合、遺言者が死亡した時に効力を生じ、死後、戸籍法の規定に従つて市町村役場に届出をする必要があります。

